破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第２１６号
愛知県春日井市穴橋町1606番地21　ディアス穴橋102号、従前の住所愛知県稲沢市国府宮４丁目10番20号
債務者　荻山　恒子
1　決定年月日時　平成26年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　裕介
4　破産債権の届出期間　平成26年４月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月12日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年５月11日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第１３号
岩手県陸前高田市横田町字太田100番地３　金野庄平方
債務者　岡田美乃江
1　決定年月日時　平成26年３月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川見　哲一
4　破産債権の届出期間　平成26年４月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月５日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２６年（フ）第８号
徳島県阿南市福井町大西99番地７
債務者　柳本　幸彦
1　決定年月日時　平成26年３月18日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　啓司
4　破産債権の届出期間　平成26年４月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月３日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２６年（フ）第１８０号
京都市右京区梅津大縄場町６番地５　嵐山ロイヤルハイツ２―401
債務者　出口　誠治
1　決定年月日時　平成26年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　草地　邦晴
4　破産債権の届出期間　平成26年４月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月４日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１０号
愛媛県今治市桜井１丁目10番８号
債務者　田坂　　晃
1　決定年月日時　平成26年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　　清
4　破産債権の届出期間　平成26年４月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月９日午後４時20分
6　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２６年（フ）第１１号
愛媛県今治市東村１丁目２番12号、前住所愛媛県今治市八町東３丁目４番５号
債務者　田坂　　力
1　決定年月日時　平成26年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　　清
4　破産債権の届出期間　平成26年４月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月９日午後４時20分
6　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２６年（フ）第２７６号
愛知県瀬戸市美濃池町106番地の３
債務者　天野　錦也
1　決定年月日時　平成26年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　齋藤　清貴
4　破産債権の届出期間　平成26年４月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月17日午前10時10分
6　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１９９号
名古屋市南区要町４丁目40番地　ライオンズマンション要町303号、従前の住所名古屋市南区大同町２丁目27番地の１
債務者　安田　　務
1　決定年月日時　平成26年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　眞下　寛之
4　破産債権の届出期間　平成26年４月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月19日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成26年６月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９２号
熊本市中央区萩原町４番40号、前住所愛知県刈谷市南桜町２丁目24番地　シャトー刈谷405号
債務者　浦本　祐司
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　榎　　崇文
4　破産債権の届出期間　平成26年４月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年５月15日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第５４号
熊本市南区出仲間６丁目６番58号
債務者　塩山　武登
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯田　喜親
4　破産債権の届出期間　平成26年４月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年５月22日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第４５号
静岡県浜松市北区初生町1030番地の２
債務者　長野　耕治
1　決定年月日時　平成26年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　劔持　友浩
4　破産債権の届出期間　平成26年４月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年６月４日午後３時
6　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第８２号
川崎市宮前区菅生６丁目18番８号
債務者　向後　尚武
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹内　克己
4　破産債権の届出期間　平成26年４月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年６月10日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第４１号
千葉県成田市吾妻３丁目５番地６
債務者　本間　高良（旧姓田村）
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野口　泰三
4　破産債権の届出期間　平成26年４月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年６月10日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第５４７号
川崎市川崎区榎町５番８―202号　レクシオ川崎
債務者　馬渡　直子
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増田　　尚
4　破産債権の届出期間　平成26年４月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年６月17日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係